

公害（汚水）防止違反工場、指定作業場に対する行政措置基準

制 定 昭和51年10月13日要綱第266号
改 正 平成4年4月1日
改 正 平成6年7月20日
改 正 平成12年4月1日要綱第42号
改 正 平成13年3月30日要綱第81号
改 正 平成21年3月27日要綱第140号
改 正 平成27年3月11日要綱第270号
改 正 平成31年3月14日要綱第105号

1. 目 的

この基準は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、条例という）第152条第1項の規定に基づき、汚水発生型工場、指定作業場に立入検査を実施した結果、条例第68条第1項に規定する規制基準を超える汚水を公共用水域に排出しているときは、条例第102条、第103条に基づき改善命令等の措置をとることができることとされているが、規制基準をこえる程度によっては直ちに条例上の措置をとることは適当ではないので、別紙1のとおり判定基準を設け、行政措置の区分および方法を次項のとおり定めることとする。

2. 行政措置の区分

前項の規定に該当する工場、指定作業場に対しては、原則として次の区分により行政措置を行う。

措置区分	違 反 の 内 容
1. 注 意	排出汚水が判定基準内ではあるが、規制基準を超えているとき
2. 警 告	排出汚水が判定基準を超えているとき
3. 改善命令	①過去（立入検査実施日以前3年間をいう）において警告を受けたことのある工場、指定作業場が、判定基準を超える汚水を排出しているとき ②処理施設がなく、判定基準を超える汚水を排出したとき
4. 一時停止命令	①改善命令によっては、直ちに違反を改善することができないと認められるとき ②改善命令に従わないとき

3. 行政措置の方法

前項の行政措置は文書をもって行う。様式は別紙2のとおりとする。

付 則

- (1) この基準は昭和51年10月15日から適用する。
- (2) 昭和46年6月1日区長決裁の「公害防止に関する警告書」中、水質にかかる警告基準は廃止する。
- (3) この基準は、苦情処理および特に行政上の必要によって実施する立入検査に適用する。

(4) この基準の適用に疑義を生じたときは、そのつど、都市環境部環境課内部において協議し措置する。

(5) この基準は平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この基準は平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この基準は平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この基準は平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この基準は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この基準は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

工場に係る水質規制基準と判定基準

規制項目		規制基準	判定基準
水素イオン濃度		5.8～8.6	5.0～9.0
外 観		異常な着色又は発泡が認められないこと。	異常な着色又は発泡が認められないこと。
温 度		40度以下	45度以上
生物化学的酸素要求量		20	40
		25	50
		60	120
		70	140
		160	320
化学的酸素要求量		20	40
		25	50
		60	120
		70	140
		160	320
浮遊物質質量		40	80
		50	100
		90	180
		200	400
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類	5	10
	動植物油脂類	10	20
		30	60
フェノール類		5	10
銅		3	3.6
亜鉛		2	2.4
溶解性鉄		10	12
溶解性マンガン		10	12
クロム		2	2.4
大腸菌群数		3000	6000

規制項目	規制基準	判定基準
カドミウム及びその化合物	0.1	0.2
シアン化合物	1	1.2
有機燐化合物	1	1.2
鉛及びその化合物	0.1	0.12
六価クロム化合物	0.5	0.6
砒素及びその化合物	0.1	0.12
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	0.006
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.006
トリクロロエチレン	0.3	0.6
テトラクロロエチレン	0.1	0.2
ジクロロメタン	0.2	0.4
四塩化炭素	0.02	0.04
1・2—ジクロロエタン	0.04	0.08
1・1—ジクロロエチレン	0.2	0.4
シス—1・2—ジクロロエチレン	0.4	0.8
1・1・1—トリクロロエタン	3	6
1・1・2—トリクロロエタン	0.06	0.12
1・3—ジクロロプロペン	0.02	0.04
チウラム	0.06	0.12
シマジン	0.03	0.06
チオベンカルブ	0.2	0.4
ベンゼン	0.1	0.2
セレン及びその化合物	0.1	0.2
ほう素及びその化合物	10	20
	海域230	海域460
ふっ素及びその化合物	8	16
	海域15	海域30

指定作業場に係る水質規制基準と判定基準

規制項目		規制基準	判定基準
水素イオン濃度		5.8～8.6	5.0～9.0
外 観		異常な着色又は発泡が認められないこと。	異常な着色又は発泡が認められないこと。
温 度		40度以下	45度以上
生物化学的酸素要求量	屎尿処理施設	20	40
		25	50
		30	60
		40	80
		80	160
		120	240
	畜舎	20	40
		25	50
		80	160
		150	300
	その他	20	40
		25	50
		60	120
		70	140
		160	320
化学的酸素要求量	屎尿処理施設	20	40
		25	50
		30	60
		40	80
		80	160
		120	240

規制項目		規制基準	判定基準
化学的酸素要求量	畜舎	20	40
		25	50
		80	160
		150	300
	その他	20	40
		25	50
		60	120
		90	180
		160	320
	浮遊物質	尿尿処理施設	40
50			100
60			120
80			160
150			300
畜舎		40	80
		50	100
		120	240
		180	360
その他		40	80
		50	100
		90	180
		200	400
ノルマルヘキサン抽出物質		鉱油類	5
	動植物油脂類	30	60

フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、大腸菌群数、カドミウム及びその他の化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその他の化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物については、工場に係る規制基準、判定基準と同値とする。

別紙 2
様式 1

品都環発第 号
年 月 日

注 意 書

.....
(事業所名)
.....
(代表者名)
.....

貴社（事業所）が排出している汚水について、 年 月 日立入
検査の際に採水し、分析したところ、下表のとおり都民の健康と安全を確保す
る環境に関する条例第 6 8 条に定める規制基準を超えているので注意する。

東京都品川区都市環境部長

分析項目	分析値	規制基準値	違反倍率

別紙 2
様式 2

品都環発第 号
年 月 日

警 告 書

.....
(事業所名)
.....
(代表者名)

貴社（事業所）が排出している汚水について、 年 月 日立入
検査の際に採水し、分析したところ、下表のとおり都民の健康と安全を確保す
る環境に関する条例第 68 条に定める規制基準を超えているので、同基準を遵
守するよう警告する。

東京都品川区長

分析項目	分析値	規制基準値	違反倍率

別紙 2
様式 3

品都環発第 号
年 月 日

改 善 命 令 書

.....
(事業所名)
.....
(代表者名)

貴社（事業所）が排出している汚水について、 年 月 日立入
検査の際に採水し、分析したところ、下表のとおり都民の健康と安全を確保す
る環境に関する条例第 68 条に定める規制基準を超えているので、同条例第 1
02 条第 1 項の規定により下記のとおり施設等を改善するよう命令する。

東京都品川区長

分析項目	分析値	規制基準値	違反倍率

記

1. 改善事項（内容）
2. 改善期限 年 月 日まで
3. その他

(教 示)

この命令について不服があるときは、

- ① この命令書を受け取った日から、おおむね7日以内に東京都品川区長に意見を申し出ることができる。(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則<平成13年東京都規則第183号>第80条第1項)。
- ② 処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に東京都知事に審査請求することができる。(行政不服審査法<昭和37年法律第160号>第5条)。

別紙 2
様式 4

品都環発第 号
年 月 日

一 時 停 止 命 令 書

.....
(事業所名)
.....
(代表者名)

貴社（事業所）が排出している汚水について、 年 月 日立入
検査の際に採水し、分析したところ、下表のとおり都民の健康と安全を確保す
る環境に関する条例第 68 条に定める規制基準を超えているので、同条例第 1
02 条第 2 項の規定により下記のとおり作業を一時停止するよう命令する。

東京都品川区長

分析項目	分析値	規制基準値	違反倍率

記

1. 停止する作業

2. 停止期間

年 月 日から

年 月 日まで

3. その他

(教 示)

この命令について不服があるときは、

- ① この命令書を受け取った日から、おおむね7日以内に東京都品川区長に意見を申し出ることができる。(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則<平成13年東京都規則第183号>第80条第1項)。
- ② 処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に東京都知事に審査請求することができる。(行政不服審査法<昭和37年法律第160号>第5条)。